👉 労働審判制度の特徴

①個別労働紛争が対象

事業主と個々の労働者との間の労働関係に関するトラブルの解決に 利用できます。

②労働関係の専門家が関与

雇用関係の実情や労使慣行等に関する詳しい知識と豊富な経験を持つ労働審判員が、中立かつ公正な立場で、審理・判断に加わります。

③3回以内の期日で決着

原則として3回以内の期日で審理(調停を含む。)を終えます。 したがって、トラブルの内容が複雑で、限られた期日の中で審理を 終えることが難しそうな事案にはなじみません。

④事案の実情に即した柔軟な解決

調停を試み、調停による解決に至らない場合には、審理の結果認められた当事者間の権利関係と手続の中で現れた諸事情を踏まえ、事案の実情に即した判断(労働審判)を行い、柔軟な解決を図ります。

⑤異議申立て等で訴訟移行

労働審判に対する異議申立てにより、労働審判が失効した場合や、 労働審判委員会が、労働審判を行うことが不適当であると判断し、労 働審判事件を終了させた場合等は、訴訟へ移行します。

★ 労働審判制度の利用にあたっての留意点

- 3回以内の期日で集中して審理を行うためには、**当事者が、早期に的確な主張・立証を行うことが重要です。**そのためには、**必要に応じて、法律の専門家である弁護士に相談することが望ましい**でしょう。
- 労働紛争の解決方法には、労働審判手続以外にも様々な手続があります。それぞれの手続の特徴と事案の実情等を踏まえて、どの手続を利用するのが良いのかを十分に検討した上で手続を選択してください。
 - ※ 労働審判手続以外の労働紛争の解決手続については、リーフレット「雇用関係のトラブルを解決したい方のために」をご覧ください。
- その他,不明な点は,最寄りの地方裁判所にお問い合わせください。

ご存じですか? 労働審判制度

裁判官と労働関係の専門家が、3回以内の期日でトラブルの解決にあたります!



最高裁判所

https://www.courts.go.jp/

~労働審判手続の流れ~

労働審判制度とは

労働審判官(裁判官)と労働関係の専門家である労働審判員2名で組織された労働審判委員 会が、個別労働紛争を、原則3回以内の期日で審理し、適宜調停を試み、調停がまとまらなければ、 事案の実情に応じた柔軟な解決を図るための判断(労働審判)を行うという紛争解決制度です。 労働審判に対する異議申立てがあれば、訴訟に移行します。

トラブル発生

れちゃった。突然、解雇さ



てもらえない。退職金を払

例えば.

○解雇

○給料・退職金の支払

などに関するトラブル

申立て





○地方裁判所(本庁又は一部

の支部※)に申立て ※労働審判事件取扱支部

東京地裁立川支部

静岡地裁浜松支部

長野地裁松本支部

広島地裁福山支部

福岡地裁小倉支部

〇申立てには、申立手数料, 郵便切手等が必要です。

第1回期日

第2回期日

第3回期日

期日における審理

労働審判委員会

労働審判官

(裁判官)

労働審判員



申立人

相手方

○審理 労働審判委員会は、原則として3回以内の 期日の中で、事実関係や法律論に関する双

方の言い分を聴いて、争いになっている点 を整理し、必要に応じて証拠調べを行いま

○調停 話合いによる解決の見込みがあれば、いつ

でも調停を試みます。

調停成立



話合いによる解決

成立した調停の内容 は, 裁判上の和解と 同じ効力があり、強 制執行を申し立てる ことも可能です。

確定した労働審判や



労働審判



トラブルの実情に応じた 解決案の提示

確 定

異議なし

異議申立て

労働審判 失効移



労働審判事件の申立てをした裁判所が遠方にあるような場合であっても、テレビ会議を 利用して、お近くの裁判所に出頭して期日における手続を行える場合もあります。テレ ビ会議の利用を希望される方は、まずはご相談ください。